

第2章 ユニバーサル関係施策の展開方針

- 1 ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策の推進
- 2 心のバリアフリーの普及を意識した施策の推進
- 3 市民・事業者との協働による施策展開
- 4 施策間の連携の促進
- 5 ユニバーサル推進体制
- 6 進捗管理

第2章 ユニバーサル関係施策の展開方針

1 ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策の推進

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異や、障がい・能力を問わずに利用できるよう配慮された設計(デザイン)を指す「ユニバーサルデザイン」の考え方は、共生社会の実現を目指す上で欠かすことができないものです。

このため、今後は、計画の初期段階から様々な利用当事者の声を積極的に聴取する機会を設けながら、ユニバーサルデザインを踏まえた施設の整備などのハード面の取組を進めるほか、広報等のソフト面の取組においてもカラーユニバーサルデザインを始めとするユニバーサルデザインの考え方を取り入れていくなど、ユニバーサル関係施策全体で取組を強化していきます。

コラム — ユニバーサルデザインについて

ユニバーサルデザインは、障がいのある方などが社会生活をしていく上で障壁、バリアとなるものを除去していくという「バリアフリー」を包括するもので、「普遍的な」又は「汎用・万人向け」との言葉のとおり、最大限可能な限り、全ての人々に利用しやすいようにするという考え方です。

その特徴としては、特定の人だけを対象とはしないこと、あらかじめ、より多くの人々にとって使いやすく、分かりやすくなるよう設計すること、加えて、ニーズの多様化や科学技術の進歩などを踏まえ、今より使いやすい、分かりやすいと感じる人を増やすという比較・進化の考え方であることなどが挙げられます。

■ 「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の違い

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
目標	暮らしやすい社会の実現	暮らしやすい社会の実現
考え方	あとからバリア(障壁)を取り除く	はじめからバリア(障壁)をつくらない
取組	バリア(障壁)を減らしていく取組	全ての人の利便性向上を目指す永続的な取組

■ ユニバーサルデザイン 7つの原則

- ・誰もが不利になることなく、みんなが公平に利用できること
- ・難しい説明を読まなくても使い方がすぐわかること
- ・無理な体勢をとることなく、少ない力で楽に使えること
- ・必要な情報がすぐ理解できること
- ・利用するうえでの自由度・柔軟性が高いこと
- ・うっかりミスをおかしくなく、ミスをおかしても直ちに危険につながらないこと
- ・利用しやすい大きさや広さが確保されていること

※ロナルド・メイス氏(元・ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長)提唱

2 心のバリアフリーの普及を意識した施策の推進

共生社会の実現に向けては、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことを指す「心のバリアフリー」を全ての市民が正しく理解し、お互いに支え合っていくことが重要です。

そこで、札幌市では、ユニバーサル関係施策の展開に当たって、この心のバリアフリーの普及を意識しながら取組を進めていきます。



心のバリアフリー
推進マーク
<資料>札幌市

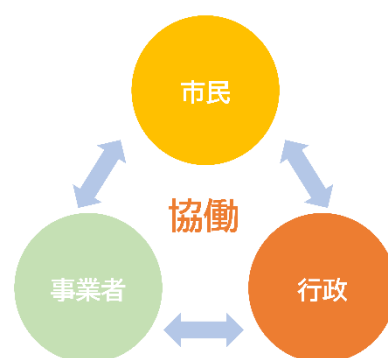
3 市民・事業者との協働による施策展開

第1章のとおり、札幌市が抱える課題は複雑化・多様化しており、行政だけで課題の解決を図ることは一層困難になっていることから、行政の施策展開に当たっては、「市民・事業者との協働」の視点が重要になります。

一例として、バリアフリー関係施策を見てみると、行政の取組により地下鉄や道路のバリアフリー化を進めても、同時に民間の交通機関や商業施設のバリアフリー化が行われていなければ、実際に利用する方はその施策効果を実感しにくくなります。

今後は、市民・事業者・行政が異なる方向性の下で取組を進めていくことのないよう、各主体が同じ方向性の下で一体的に協働し合いながら、それぞれ取組を進めていかなければなりません。

そこで、札幌市では、令和6年度(2024年度)以降に設置を予定している官民連携窓口の活用等を通して、市民・事業者との協働の視点を特に意識しながらユニバーサル関係施策を展開していきます。



コラム — 「(仮称) 共生社会推進条例」の制定に向けた検討について

札幌市では、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」(共生社会)の実現に向けて、「(仮称)共生社会推進条例」の制定を目指しています。

この条例では、共生社会の実現に向けた基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定めることなどにより、市民・事業者・行政が一体となって取組を進めていくことを目的に制定していきたい考えです。

条例の具体的な検討は令和5年度(2023年度)から開始し、令和6年度(2024年度)末の制定を目指しています。



4 施策間の連携の促進

ユニバーサル関係施策は多岐にわたっているだけでなく、例えば、バリアフリー関係施策とまちづくり関係施策、人権関係施策と教育関係施策といったように、それぞれの施策が密接に関わり合っていることから、施策間の連携が不可欠です。

このため、施策の推進に当たっては、職員研修等を通して共生社会の実現に向けた意識の向上を図るとともに、ユニバーサル関係施策・事業の全体像を市役所全体で共有した上で、施策間の連携を強く意識していくこととし、施策効果の最大化を図っていきます。

5 ユニバーサル推進体制

札幌市では、市長を本部長、副市長を副本部長、局長級を本部員とする庁内組織である「札幌市ユニバーサル推進本部」の枠組みを活用しながら、ユニバーサル関係施策を組織横断的に推進していきます。



札幌市ユニバーサル推進本部会議の様子
＜資料＞札幌市

6 進捗管理

戦略編の「ユニバーサル(共生)プロジェクト」において「障壁(バリア)を取り除くとともに、全ての人の利便性の向上に向けた取組の推進」が掲げられていることを踏まえると、ユニバーサル関係施策は、全ての人の利便性の向上に資する技術の進歩等の外部環境などを把握しながら、その効果の検証を適切に実施し、施策の改善・向上(スパイラルアップ)を継続的に図っていく必要があります。

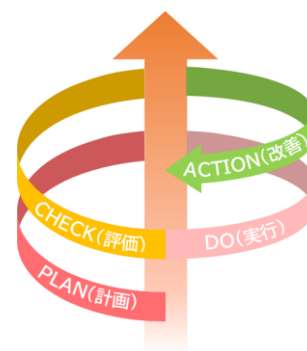
そこで、展開プログラムの進捗管理については、戦略編やアクションプラン 2023 の「ユニバーサル(共生)プロジェクト」の進捗管理とも連動させながら、施策間の連携や市民・事業者との協働の状況を把握した上で、「札幌市ユニバーサル推進本部」における枠組みを通して、当事者や外部有識者などの意見も取り入れつつ、施策の効果を毎年度検証し、施策の改善・向上(スパイラルアップ)を図っていきます。

また、現在、共生社会の実現に向けた議論や取組は、当事者の多様性を反映するとともに、多様性がもたらす活力や創造性の向上に向けた取組なども含めて多種多様に展開されており、今後も急速に広がっていくことが想定されます。このため、施策の推進に当たっては、次期中期実施計画の策定に合わせて展開プログラムを改訂するとともに、「(仮称)共生社会推進条例」の制定に向けた検討等を通じた基本理念の浸透や、これに伴う市民・事業者の取組の加速化などを受け、柔軟かつ迅速に事業等の見直しを行っていきます。

■施策のPDCA サイクル

PDCA とは、PLAN(計画)・DO(実行)・CHECK(評価)・ACTION(改善)の頭文字をとったものです。

このサイクルを繰り返すことによって施策の進捗管理を行い、施策の改善・向上(スパイラルアップ)につなげていきます。



■展開プログラムを活用した施策の推進イメージ

